

## 外国送金等外為取引をご利用のお客様へ

平素より格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

金融機関では、お客様から外国為替取引を受付する際、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）第 17 条により、そのお取引が外為法上の規制対象取引ではないことを確認することが義務付けられております。お客様におかれましては、法令に基づく確認義務の適正な履行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制

外為法に基づく送金の規制（北朝鮮・イラン関連抜粋）

#### 1. 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」

- (1) 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの
- (2) 北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出または仲介貿易に係るもの

#### 2. 北朝鮮の「資金使途規制」

- (1) 「北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器の計画に関連する者」への支払
- (2) 「北朝鮮の核関連その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者」への支払
- (3) 「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動」に係るもの

#### 3. 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」

人道目的かつ 10 万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止

#### 4. イランの「資金使途規制」

- (1) イラン関係者による本邦の核関連企業への投資に係るもの
- (2) 「イランの核活動等及び大型通常兵器等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの
- (3) 「イランの核活動等に関与する者」への支払

※外国送金に関しては北朝鮮等に対する規制を含む資産凍結等経済制裁対象の送金でないことの確認を行うために、「送金目的、送金人、受取人の氏名・名称及び受取人が法人の場合は実質的支配者、受取人の住所・所在地等（国・地域・都市名）、受取金融機関等を把握すること」を要請されています。

※外為法の支払等規制取引のうち、代表的な取引について記載しております。

上記もしくはその他の外為法に基づく支払等規制に該当するお取引がある場合には、当庫に対して申告頂く等、ご協力をお願い致します。

※それ以外の送金等外為取引で記載内容によっては、送金目的、海外の取引相手の情報(名称・住所・生  
年月日・国籍・実質的支配者等)や商品の原産地・船積地等のさらに詳細な内容をお伺いしたり、関連資  
料のご提供等をお願いする場合がございます。

※送金等外為取引で当庫からの依頼にご対応いただけない場合や確認させて頂いた内容によっては、お  
手続きに時間を要することがありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

|                                                          |
|----------------------------------------------------------|
| ○神戸信用金庫の各営業店                                             |
| ○神戸信用金庫 本店審査部(外国為替担当) 電話:078-321-7747<br>受付時間:9:00～17:00 |

以上